

奨学金制度について

医療法人藤井会では、看護師養成学校に入学を許可された方や、既に在学中の方で将来、医療法人藤井会に入職を希望する方に奨学金を貸与し、学生生活をサポートしています。

奨学金制度の概要

- ・看護師を目指して勉強する看護学生を対象に、就学期間中の学費の一部を医療法人藤井会が援助する制度です。資格取得後直ぐに医療法人藤井会の関連施設にて、定められた期間勤務する事により全額返済が免除されます。
 - ・奨学金を受ける事により、就労後 奨学金が給与から差し引かれることはありません。
 - ・奨学金を受ける事により、就労後 給与が減額されることはありません。
 - ・日本学生支援機構の奨学金との併用も可能です。
 - ・最終学年の1年間だけの奨学金貸与も可能です。
 - ・年度途中からでも受給可能です。
- ※詳しくは下記奨学金担当までお問い合わせください。

□ 4年生大学

コース	年間貸与額	貸与総額	返済免除の勤務期間
Aコース(4年間)	600,000円	2,400,000円	3年6ヵ月
Bコース(4年間)	840,000円	3,360,000円	4年6ヵ月

※1~3年の貸与も可能です。

□ 専門学校・短期大学(3年制)

コース	年間貸与額	貸与総額	返済免除の勤務期間
Aコース(3年間)	600,000円	1,800,000円	3年
Bコース(3年間)	840,000円	2,520,000円	3年6ヵ月

※1~2年の貸与も可能です。

□ 高等学校衛生看護科等(5年制)

- ・養成校に規定がある場合は、学校規定にて奨学金を貸与致します。
 - ・養成校に規定がない場合は、月額40,000円~60,000円の範囲で5年間貸与致します。
- ※詳しくは下記奨学金担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

医療法人藤井会 法人本部事務局 奨学金担当 玉垣〈たまがき〉
〒579-8026 大阪府東大阪市弥生町18番28号
TEL: 072 (988) 3636
Mail: k-tamagaki@fujikai.jp